

○日南町『広報にちなん』有料広告掲載の取扱いに関する要綱

(令和5年4月1日要綱第7号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、日南町が毎月発行する広報誌『広報にちなん』に有料広告を掲載する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載の対象)

第2条 日南町が有料広告の掲載を募集するものは、『広報にちなん』とする。

(広告内容)

第3条 広告の掲載等の対象となる内容は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令、条例、規則等に違反するもの
- (2) 公の秩序及び善良な風俗に反するもの
- (3) 政治活動及び宗教活動に関するもの
- (4) 人権を侵害するもの
- (5) 青少年保護及び消費者保護の観点から適切でないもの
- (6) 意見広告に関するもの
- (7) その他町長が不相当と認めるもの

(広告の規格等)

第4条 掲載を募集する広告枠の規格、位置及び枠数、掲載の期限、作成方法、広告掲載料等に関し必要な事項は、以下のとおり定める。

広告掲載媒体	広報にちなん
広告枠の大きさ	1枠：縦65mm×横90mm 2枠：縦65mm×横185mm
広告掲載枠数	8枠(各号)
広告掲載期間	各号単位(1ヵ月)で更新
掲載料(1枠/各号)	町内事業者：3,000円 町外事業者：5,000円
申込方法	申請書に広告案を添付の上申請
申込期限	発行月(毎月25日発行)の前月20日まで
申込先	日南町まち未来創造課 電話：0859-82-1110 E-mail：s0180@town.nichinan.lg.jp

(掲載の募集)

第5条 広告の掲載の募集は、広報にちなん、ホームページ等により、前条の規定に基

づき定めた事項を明示して行う。

(掲載の申込み)

第6条 広告を掲載しようとする者(以下「広告主」という。)は、日南町『広報にちなん』有料広告掲載申請書(様式第1号)により、申請を行うものとする。

(掲載の決定等)

第7条 町長は、広告主から広告の掲載の申請があったときは、掲載の申請に係る広告の内容(以下「掲載内容」という。)を審査し、広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は、広告の掲載の可否の決定をしたときは、日南町『広報にちなん』有料広告掲載決定通知書(様式第2号)又は日南町『広報にちなん』有料広告非掲載決定通知書(様式第3号)により広告主に通知するものとする。

(掲載の優先順位)

第8条 前条第1項の規定により広告の掲載の可否を決定するにあたり、掲載枠を超える申請があったときは、先着順に掲載するものとする。

(掲載料の納付)

第9条 広告主は、町長が指定する期日までに、広告掲載料を納付しなければならない。

(広告主の責任等)

第10条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第1項の規定による広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が、町長が指定する日までに広告の原稿等を提出しなかったとき。
- (2) 広告主が、町長が指定する日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (3) その他町長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号

令和 年 月 日

日南町『広報にちなん』有料広告掲載申請書

日南町長 様

申込者住所（所在地）

氏名（名称）

印

電話番号

担当者氏名

『広報にちなん』への有料広告の掲載について、下記のとおり申請します。

記

- 1 掲載希望号
広報にちなん 月号（令和 年 月 日発行）
- 2 広告枠の大きさ（いずれかに○）
 - ・ 1 枠：縦 65mm×横 90mm
 - ・ 2 枠：縦 65mm×横 185mm
- 3 広告の内容（広告の案等を添付してください。）

様式第2号

受第 号
令和 年 月 日

日南町『広報にちなん』有料広告掲載決定通知書

様

日南町長

令和 年 月 日付の申請書で申請のあった日南町『広報にちなん』有料広告掲載については、日南町『広報にちなん』有料広告掲載の取扱いに関する要綱第7条の規定により、掲載することを決定したので通知します。

記

1 掲載号

広報にちなん 月号（令和 年 月 日発行）

2 広告枠の大きさ（いずれかに○）

- ・ 1 枠：縦 65mm×横 90mm
- ・ 2 枠：縦 65mm×横 185mm

様式第3号

受第 号
令和 年 月 日

日南町『広報にちなん』有料広告非掲載決定通知書

様

日南町長

令和 年 月 日付の申請書で申請のあった日南町『広報にちなん』有料広告掲載については、日南町『広報にちなん』有料広告掲載の取扱いに関する要綱第7条の規定により、掲載しないこととしたので通知します。

記

- 1 掲載希望号
広報にちなん 月号（令和 年 月 日発行）
- 2 掲載しない理由